

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回 枚方市自転車駐車場指定管理者選定委員会
開 催 日 時	令和4年7月1日（金） 14時から 15時30分まで
開 催 場 所	Web 会議（枚方市役所別館4階 特別会議室）
出 席 者	会 長：明石成司委員 副会長：平田義明委員 委 員：川上比奈子委員、北村幸定委員、西田一芳委員
欠 席 者	無
案 件 名	(1) 会長、副会長の選任について (2) 委員会の運営について (3) 枚方市自転車駐車場指定候補者選定について ① 枚方市自転車駐車場の施設の概要及び管理運営状況について ② 枚方市自転車駐車場指定管理者募集要項、基本仕様書について ③ 枚方市自転車駐車場指定管理者選定基準について (4) プレゼンテーションの実施方法について (5) その他
提出された資料等の名 称	資料1 諮問書（写し） 資料2 委員名簿 資料3 枚方市自転車駐車場の施設の概要及び管理運営状況について 資料4 枚方市自転車駐車場指定管理者募集要項（案） 資料5 枚方市自転車駐車場管理運営業務基本仕様書（案） 資料6 枚方市自転車駐車場指定管理者選定基準（案） 資料7 第2回枚方市自転車駐車場指定管理者選定委員会の進行について 資料8 枚方市自転車駐車場条例 資料9 枚方市自転車駐車場条例施行規則 資料10 枚方市自転車等の放置防止に関する条例 資料11 枚方市自転車等の放置防止に関する条例施行規則 資料12 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋） /枚方市情報公開条例（抜粋） 資料13 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例 資料14 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則 資料15 地方自治法（抜粋・第244条の2）
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・枚方市自転車駐車場指定管理者選定委員会の会長に明石委員、副会長に平田委員を選任することを決定した。 ・会議は非公開、会議録は作成の上、本委員会の答申後に公表する。 ・委員会へ提出された資料は、本委員会の答申後に公表する。 ・募集要項（案）、基本仕様書（案）、選定基準（案）について原案どおり確定した。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。

会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	本委員会の答申後に公表
傍聴者の数	0人
所管部署 (事務局)	土木部 交通対策課

※会長、副会長の発言について、会長、副会長の立場からの発言は発言者名を「会長」又は「副会長」、それ以外は「委員」と表記する。

審 議 内 容
<p>(開会 14時00分)</p> <p>事務局： それでは、ただいまから第1回枚方市自転車駐車場指定管理者選定委員会を開会します。本委員会の会長が選任されるまでの間、委員会の進行をさせていただきます。</p> <p>まず、本日、本委員会に対し枚方市長から諮問書が提出されております。皆様にも資料1として、その写しをお配りしております。本委員会は、この諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして、調査・審議し、答申を行っていただくために設置した委員会でございます。委員の皆様におかれましては、枚方市長の諮問に応じ、申請団体・事業者が提案してまいります事業計画書等の内容について、管理運営に当たっての費用・効果・管理能力等、総合的に各申請団体を比較検討し、委員会で評価いただくことにより、最も得点が高い団体を指定候補者としてご答申いただくものでございます。</p> <p>本日を第1回として、ご答申をいただきますまで全3回、審議をいただく予定をしておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、本日の委員出席は5名で、全員のご出席をいただいております。本日の会議が成立している旨、ご報告いたします。</p> <p>それでは次に、配付資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、資料1から15、参考資料は1から5となります。不足等はございませんでしょうか。</p> <p>案件(1) 会長、副会長の選任について</p> <p>事務局： それでは、案件をご審議いただきたいと思っております。</p> <p>まず、案件(1) 会長、副会長の選任について、でございますが、本委員会には、条例の規定により、委員の皆様方の互選により会長、副会長を各1名置くこととなっております。事務局といたしましては、本市の公の施設に係る指定管理者選定委員会の例にならい、適宜、法的また財務的な事項にご留意いただきながら、各委員の豊富な知識・ご経験によりまして、活発なご議論をお願いしたいと考えており、そうした観点から、会長を弁護士の明石委員に、副会長を税理士の平田委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>ご異議がなければ、承認の挙手をお願いいたします。</p> <p>○ (委員挙手あり)</p> <p>事務局： ありがとうございます。それでは、会長に明石委員、副会長に平田委員を選任いただくことを、ご承認いただきました。それでは、会長、副会長より一言ご挨拶をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p> <p>会 長： ただいま、本選定委員会の会長に選任いただきました明石でございます。当委員会は、指定候補者の選定を適正に行うため、枚方市自転車駐車場指定管理者選定委員会として、必要な調査・審議及び答申をするために構成されたものでございます。会議進行に当たりましては、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。</p>

以上、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

副会長： ただいま本委員会の副会長に選任いただきました平田でございます。
明石会長を補佐し、会務の円滑な進行に努力いたしますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

事務局： それでは、以降は明石会長に、委員会の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長： はい。それでは、委員会を進めてまいりたいと思います。

案件（２）委員会の運営について

会 長： まず、案件（２）委員会の運営について、を議題といたします。本件について、事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、ご説明いたします。

今後、本委員会を進めるに当たり、まず、会議の公開・非公開、次に会議録の作成方法と公表・非公表、次に、会議資料の公表・非公表の３点について、ご決定いただきたいと思います。

資料１２「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」（抜粋）をご覧ください。

この規程は、本市における審議会の会議の公開等に関するルールについて定めたものです。第３条の網掛け部分ですが、本市では、審議会の会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載をしております（１）から（３）のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる旨を規定しております。

また、その下の第２項におきまして、会議を非公開とするときは、この会議においてご決定いただく旨を規定しております。事務局としましては、これ以降本委員会でご議論いただく内容については、この第３条の（２）枚方市情報公開条例第５条に規定する非公開情報が含まれるものと考えております。具体的には、次のページをご覧ください。本市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、本委員会では、この第５条第６号に該当する情報を審議するものと考えており、会議を非公開とすることができるものと考えております。恐れ入りますが、１ページ目にお戻りください。

次に会議録の作成についてですが、規程の第６条第４項にありますように、審議の経過が分かるように、発言内容を明確にして記録するものとされております。これは、委員の皆さんの発言内容について、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものがございます。ただし、発言者名につきましては個人名では記載せず、単に会長、副会長、委員と表記させていただいてはどうかと考えております。

なお、事務局としましては、会議録については事務局で作成し、全委員にご確認いただいた上で、答申をいただいた後、公表としていただいております。

最後に、委員会の提出資料についてですが、こちらにつきましては、ただいま説明しました会議録と同様に、枚方市情報公開条例第５条の規定による非公開情報が含まれるものとして、答申をいただいた後に公表していただいております。

ただ、資料のうち、委員名簿についてですが、資料２をご覧ください。委員名簿は情報公開を進めている状況から、本市では公表を原則としており、資料２に記載されている内容で、委員名とご職業を公表しております。

なお、公表した場合、応募者が委員に接触する問題が生じる可能性があります。接触した場合は、その応募者を失格とする要件を募集要項（案）に設定したいと考えております。

説明は以上です。

会 長： ありがとうございます。

ただいま、事務局から委員会の公開等に関する説明がありましたが、委員の皆さんからご質問とかご意見等がありましたらお伺いします。いかがでしょうか。ご質問、ご意見、特にございませんでしょうか。

○（質問・意見なし）

会 長： それでは、お諮りいたします。

本件について、まず委員会の会議は非公開とし、次に、会議録と委員会の提出資料等は、本委員会の答申後に公表するというところに、ご異議はありませんでしょうか。

○（「異議なし」の声）

会 長： ありがとうございます。

それでは、以上の件はご異議なしということで、認めます。よって本件については、ただいま申し上げたとおりに決定します。

では非公開ということですが、傍聴者の方はおられるのでしょうか。

事務局： おりません。

会 長： 分かりました。それでは続いて、進めたいと思います。

次に、案件2の続きということになりますが、委員会の日程等について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： それでは、ご説明いたします。お手元資料、参考資料1をご覧ください。

公募により選定を行っていただく本委員会につきましては、十分な調査・審議を行っていただくため、3日間の日程で開催いただいております。本日は、第1日目として、この後、資料3の施設の概要及び管理運営状況について、資料4の募集要項（案）、資料5の仕様書（案）について、説明させていただきます。これらにつきましては、委員の皆様からご意見をいただいた上で、本市において最終決定してまいります。

次に、資料6の選定基準（案）についてご説明いたします。この選定基準は、募集要項や仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様からご意見をいただいた上で、確定できればと考えております。

最後に、次回第2回委員会の進行について、ご確認いただく予定としております。

なお、本日の委員会で募集要項等をご確認いただき、本市においてその内容を確定し、7月13日からホームページで配布を行い、説明会、質疑応答などを経て、8月3日から、応募書類の受付を行う予定としております。申請受付後は、事務局において提出書類の確認等を行った後、委員の皆様からメール等で申請状況等を報告の上、郵送で申請書類一式を送付させていただきます。お手元に届きましたら、申請書類をご確認いただき、第2回委員会でのプレゼンテーションに備えていただけたらと考えております。

続きまして、第2回の委員会では、委員の皆様にご参集いただき、申請団体によるプレゼンテーションを実施、第3回の委員会で評価結果をご確認いただきまして、委員の皆様の合議の上、答申をいただきたいと考えております。

次に、指定管理者制度の概要、また、本委員会の役割について、ご説明をさせていただきます。参考資料2をご覧ください。まず、1. 指定管理者制度の概要でございます。

指定管理者制度は、従前管理委託制度として、公共的団体や市の出資法人に限って来た、公の施設の管理運営に係る委託先について、民間事業者等に門戸を広げるものとして、平成15年の地方自治法改正によって創設された制度です。本市においても、住民サービスの向上、また、より効率的・効果的な施設の管理運営を図るための1つの形態として、現在、16施設57カ所において、指定管理者による運営を行っております。

従前の管理委託制度と現行の指定管理者制度との相違点につきましては、資料中ほどの表のとおりでございます。勝手ではございますが、説明は省略させていただきますので、ご参照のほどお願いいたします。

次に、資料の下段にまいりまして、指定管理者選定委員会、本委員会でございますが、この指定管理者となる候補者について、申請されてきた団体が適当かどうか、ご審査、ご決定いただき、枚方市長に答申していただくものでございます。

本市におきましては、資料に記載のとおり、対象施設ごとに5名体制で合議体を構成するものとしております。

次のページをご覧ください。本委員会の諮問対象である枚方市自転車駐車場の選定内容について、記載しております。資料の表、左端の列に、選定方法などの区分を、真ん中の列に、本施設における選定内容を、また右側の列には備考といたしまして、本市における指定管理者制度の運用における原則的な取扱いを、それぞれ記しております。

表の上からまいりまして、まず、本施設の選定方法といたしましては、指定管理者を公募することとしております。

次に、指定管理期間につきましては、本市では指定管理期間を原則5年としており、枚方市自転車駐車場につきましても、5年間としております。

次に、指定管理料・利用料金制の別につきましては、指定管理料によるものとしております。指定管理者は、本市から支出する委託料をもって、施設の管理運営を行うものとなります。この点については、5年前に枚方市自転車駐車場の指定管理者を選定した際と同様としております。

以上が、本施設の選定に際しての、基本的な事項でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

会 長： ありがとうございます。

以上、委員会の日程、本委員会の役割などについてご説明をいただきましたが、委員の皆さんからご質問、ご意見等ございましたらお伺いします。いかがでしょうか。

質問、ご意見、特にございませんでしょうか。

○（質問・意見なし）

案件（3）① 枚方市自転車駐車場の施設の概要及び管理運営状況について

会 長： それでは、次の案件（3）に移ります。枚方市自転車駐車場指定候補者選定について、です。まず案件（3）の①枚方市自転車駐車場の施設の概要及び管理運営状況について、ということについて、事務局の説明を求めます。

事務局： それでは事務局から説明させていただきます。

資料の3「枚方市自転車駐車場の施設の概要及び管理運営状況について」をご覧ください。

1. 施設の概要についてですが、名称及び所在地等については、2ページから3ページの対象施設一覧表に記載しております。現在指定管理者制度を導入して管理しております、枚方市営の有人式自転車駐車場がナンバー1から19までの19カ所で、今回より新たに機械式自転車駐車場2カ所を加えた、合計21カ所の自転車駐車場を、次年度からの指定管理者にて管理・運営を行っていただきます。休場日については、有人式・機械式いずれも年中無休で営業いたします。開場時間につきましては、有人式は、午前4時45分から翌午前1時までとなっております、入庫は午前4時45分から翌0時まで、出庫につきましては、午前4時45分から翌午前1時までとなっております。

また、機械式につきましては、24時間となっております。

使用料の額等についてですが、有人式につきましては、一時利用が自転車1回100円、原動機付自転車が1回200円、藤阪・村野・津田東の各自転車駐車場につきましては、自動二輪も利用でき、1回300円としております。

また、自転車、原動機付自転車、自動二輪の定期使用の設定もございまして、詳細につつま

しては記載のとおりでございます。

機械式につきましては、自転車と原動機付自転車の使用時間ごとの使用料を記載しております。

次に、2ページから3ページにかけて記載している、対象施設一覧表をご覧ください。各自転車駐車場の名称、所在地、開設年月日、面積、構造、収容台数を記載しております。

また、3ページ表の下の※は、各自転車駐車場の詳細を記載しております。

次に4ページの、2. 管理運営状況ですが、(1)の施設の利用状況につきましては、①の有人式と②の機械式について記載しており、自転車と原動機付自転車等の一時利用、定期利用の利用台数及び売上額を記載しております。

続いて5ページをご覧ください。(2)収支状況についてですが、令和4年6月末で廃止となった光善寺東自転車駐車場の費用が収支に含まれております。①収入は、本市が指定管理者へ支払っている指定管理料で、②支出は、その指定管理料の支出を記載したもので、③収支差額は、収入から支出を差し引いた額を記載しております。

また、現在指定管理者の自主事業として、牧野東自転車駐車場でレンタサイクル事業を実施しており、その収支状況も記載しております。

以上、簡単でございますが、資料3についての説明とさせていただきます。

会 長： ありがとうございます。

ただいま説明のありました内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんでしょうか。特にございませんでしょうか。

○ (質問・意見なし)

会 長： それでは次にまいります。

案件(3)の②です。枚方市自転車駐車場指定管理者募集要項、基本仕様書について、を議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

事務局： 事務局から説明させていただきます。

それでは、資料4、枚方市自転車駐車場指定管理者募集要項(案)及び資料5、枚方市自転車駐車場管理運営業務基本仕様書(案)に基づき、ご説明いたします。募集要項につきましては、指定管理者を指定する際の申請者の資格や、提出を求める申請書類の内容などといった、ルールや手順を記載した書類となります。

また、基本仕様書につきましては、本市が自転車駐車場の管理運営において、指定管理者に求める業務内容・仕様を記載した書類となります。本日、これらの内容について、委員の皆様からのご意見等をいただき、本市におきまして内容を決定し、申請に向けた手続を進めてまいります。

ではまず、前回の選定と比較しまして、主な変更点は3点となっておりますので、そちらのほうから説明させていただきます。

まず1点目は、有人式の自転車駐車場が、前回の指定管理者の公募の際には20カ所だったのが、今回19カ所に減少しております。これは、光善寺東自転車駐車場の地権者のほうから敷地の返却を求められ、今年6月、廃止となったことから、1カ所減少となっております。

次に2点目、自転車等の放置防止を目的に設置しております、枚方市駅にあります機械式の自転車駐車場2カ所を、このたび指定管理者の業務として、今回の指定管理業務の中に加えさせていただきます。

3点目は、現在の新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、感染拡大予防対策の提案及び費用を収支予算書に盛り込むよう、募集要項に記載いたしました。

今回の募集要項、基本仕様書については、委員の皆様には事前確認をいただきましたが、特に修正等のご意見は今のところございません。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。資料4、こちらの募集要項の1ページ目を

ご覧ください。1. 対象施設の概要は、表の記載のとおりでございます。2. 指定管理業務の範囲・内容は、記載されていますとおり（1）から（7）で定めております。こちらのうち、右後ろのところに※印がついているものにつきましては、第三者に全部もしくは一部を委託することができない業務となっております。

2ページ目をご覧ください。3. 対象施設の管理運営事項として、（1）では関係法令の遵守及び施設の設置目的に沿った管理運営の実施を求めています。また（2）の開場時間については記載のとおりですが、※の2つ目の開場時間等については、時間変更について提案がある場合、事業計画書、様式第2号になりますけれども、こちらのほうに記入があれば、選定委員会で審議されることとしております。

選定委員会での審議の結果、開閉時間等の提案があった事業者が指定候補者に選ばれた場合、枚方市自転車駐車場条例の改正が必要であることから、次期指定管理者の管理運営が始まる令和5年4月1日までに条例改正の議案を提出し、枚方市議会の議決を受けることとなります。

次に（3）休場日につきましては、ありません。

次に（4）使用料についてですが、使用料の額や納付方法等については、駐車場条例及び放置防止に関する条例に基づくものとし、これらの変更についても提案することはできません。

次に4. 指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。

次に5. 提案上限額につきましては、5年間で14億1,064万3,000円でございます。詳細につきましては、参考資料3、「枚方市自転車駐車場指定管理料 上限額の考え方」でご説明させていただきます。参考資料3をご覧ください。

上限額の考え方についてですが、まず人件費と施設の管理運営費に、一般管理費を加えた5年間の総額としています。まず上から、人件費につきましては、事業者ヒアリングに基づき、責任者・副責任者・スタッフ等の人件費を算出し、5年分を計上しております。人件費を算定した5年前に比べて、複数の事業者ヒアリングの人件費額の平均を採用しておりますので、令和4年度の人件費と比較いたしまして、15%ほど令和5年度は上昇しております。令和6年度以降は、毎年2%程度上昇すると予測して算出し、5年分を計上しております。

委託費については、現在、実施している定期点検、法定点検、機械警備など、過去3年分の実績の平均値を算出し、5年分を計上しています。

光熱水費については、令和3年度の実績と、新たに2カ所の機械式を追加して算出し、それを5年分計上しております。

続きまして、修繕費につきましては、1年間にかかる費用を本市が指定する350万円とし、5年分を計上しています。実績に応じて毎年度末に修繕費用が余った場合は、精算するものとしております。

消耗品費は、直近3年分の実績平均値に、新たに機械式の2カ所を追加して算出しており、今回から感染症予防対策として、消毒液等の費用を新たに含め、5年分を計上しています。

印刷製本費は、直近3年分の実績の平均を算出し、5年分を計上しております。

リース料については、自動券売機のリース料金の費用を計上しております。

通信交際費は、令和3年度の実績に基づく費用と、機械式に係る電話通信費用を追加した費用を、5年分計上しております。

電算機保守費は、令和3年度の実績に基づく費用と、機械式に係る保守費用を追加した費用を5年分計上しております。

その他は、令和3年度の実績から、廃止となりました光善寺東自転車駐車場の費用を減額しており、また、新たに機械式2カ所の保険料を追加して算出し、その5年分を計上しております。

一般管理費は、会社運営の必要経費として、7.5%を計上しております。

その合計額といたしまして、5年間で14億1,064万3,000円を提案上限額といたしました。

以上、提案上限額の算定に係る考え方の説明とさせていただきます。恐れ入りますが、資料4、募集要項の2ページ目にお戻りください。

次に、6. 行政財産目的外使用許可の取扱いは、ありません。

7. 指定管理業務従事者通勤用具の駐車スペースについては、本施設内には確保していないため、敷地外で確保していただきます。

次に2ページ目から3ページ目に記載されております8. 備品等管理区別一覧表につきましては、各自転車駐車場に備えつけられている市の備品について記載しており、19ページと20ページの別表2に記載している各駐輪場の備品の内容のとおりとなっております。

恐れ入ります。また3ページのほうにお戻りください。その3ページの真ん中付近に、看板等サイン設置に係る基準について、説明させていただいていますが、こちらについては記載のとおりとなっております。

次に、9. リスク分担につきましては、22ページに別表3として、リスク分担表を記載していますので、また後ほどご確認願います。

なお、リスク分担表に見込まれていないリスクが発生した場合は、市と指定管理者とで別途協議することとしております。

次に、10. 提案に当たっての確認事項について、ご説明いたします。

提案に当たっては、募集要項、基本仕様書に定める事項を満たす内容であることを前提としており、表内の1から6までの各要求事項の確認事項を満たす必要があります。

なお、提案内容については、履行責任を負うものとしております。

表中の右側の確認事項のうち、特に今回の指定管理者においてご確認いただきたい点について、ご説明いたします。4ページの9の番号で、「申請締切日時点において、自転車駐車場の管理運営実績が3年以上ある」ことと記載しておりますが、これは自転車駐車を安定して、管理運営したことがあるかということを確認するための事項とさせていただきます。

また、18の「利用者サービスを維持・向上させる具体的な取組みについて提案されている」では、キャッシュレスや有人式から機械式への提案などが該当するものと考えております。

次に26については、新たに新型コロナウイルスの感染拡大予防対策に関する提案を求めよう、追加したものでございます。

なお、5ページの表の欄外のところに記載しておりますとおり、注意書きのほうで、要求事項は、様式第2号の事業計画書の【事業計画】に規定する1から6までの項目であり、確認事項については、要求事項を達成するための必須事項となっております。

次に、11. 指定管理者に付与する権限は、枚方市自転車駐車場条例に規定する自転車駐車場の使用許可及び取消しに関する権限、施設の維持管理に関する権限、施設及び設備の改修・整備について、記載しています。

次に、5ページから6ページにわたって記載しております12. 経理に関する事項ですが、(1) 使用料金は、地方自治法第244条の第8項に定める利用料金制度の適用は行いません。駐車場使用料は市の収入となるため、指定管理者と料金徴収または収納事務は、別途委託契約することとなります。

(2) の管理口座については、指定管理業務に伴い発生する経費及び収入は、指定管理者が他の事業で利用する口座とは別の口座で管理していただき、利子につかない口座設定にさせていただきます。

次に(3) 指定管理者に支払う指定管理料は、会計年度ごとの支払いとなり、詳細は年度協定書等により決定いたします。

次に(4) 修繕費の取扱いについては、本市が年間の修繕費として350万円計上するように指定しています。また実績に応じて、毎年度末に精算するものとしております。

(5) 自主事業については、指定管理者に指定管理料以外の事業収入がある場合、市の承認を得て指定管理者の収入とすることができる旨を記載しており、現行の指定管理者は、先ほどもお伝えしましたように、牧野東自転車駐車場内でのレンタサイクル事業の提案があり、実施しております。

なお、この自主事業の中には、キャッシュレスの導入等も含まれるものとします。

次に(6) 災害対応等に係る経費については、地震・台風等の災害時における施設利用を円滑に行うために、基本仕様書に定めるところに従い、市が行う災害対応に協力することで生じる追加経費について、市との協議で精算することが記載されております。

(7) 感染症対策に関する経費については、今回新たに追加した項目です。①感染症対策に

係る経費については、基本仕様書に定める日常的な感染予防対策として、インフルエンザウイルス、新型コロナウイルス等の感染症の予防のため、従事者及び利用者の手指や施設の備品の消毒、換気等の対策を講じるように求める内容となります。

基本仕様書に日常の感染予防対策として市が見込む必要最低限のものを記載しております。これらの日常的対策は指定管理料で行うこととしておりますので、収支予算書に金額を計上し、収支予算内訳書にも記載することとしております。

続きまして、②感染症による感染の拡大を防止する対策については、申請時において、感染拡大等を想定し、(1)日常的な感染予防対策を超える内容の提案を行う場合は、事業計画書及び収支予算書に金額を計上し、その経費の内訳についても収支予算内訳書にも記載することとしております。

また、緊急事態宣言等が発令され、市の指示により施設の利用中止の対応を行った場合は、別途本市と指定管理者で協議をして、覚書等を締結し、精算できる旨が記載されていますが、昨年度の自転車駐車場については、施設利用を中止した期間はありませんでした。

8ページの13. 申請団体の資格については、記載のとおりとしております。

9ページをご覧ください。14. 指定管理者の義務については、公平かつ公正な管理運営、秘密保持義務、労働関係法令の遵守等を求めており、他につきましては、記載のとおりでございます。

次に10ページから11ページをご覧ください。

15. 提出資料の(2)、11ページになりますけれども、事業計画書ですが、先ほどご説明しました10. 提案に当たっての要求事項について、具体的に申請団体より提案内容を記入していただくこととし、表に示しているとおり、枚数制限を設けております。

11ページから12ページにかけてですが、(4)【別紙1】事業計画 確認事項一覧については、事業計画書の重要なポイントを含めた概要を簡潔に記入するものとしております。

12ページ下のほうにあります、16. グループで応募する際の留意事項につきましては、記載のとおりとさせていただきます。

次に13ページをご覧ください。17. 募集要項等の配布及び閲覧については、配布期間は令和4年7月13日から9月8日の15時までとし、募集要項・基本仕様書及び申請書類一式は、本市の交通対策課ホームページからダウンロードできるようになっています。また、施設に関する竣工図面等の閲覧については、交通対策課の窓口で対応いたします。

次に18. 現地説明会及び質疑回答については、申請団体向けの現地説明会を7月20日の午前と午後に分けて、現地集合で実施いたします。

下の※で、決定した日時については、メールでお伝えすることを明記しております。なお会場は、枚方市駅東自転車駐車場としております。

次に(4) 質疑回答については、7月20日から7月27日15時までとし、様式は自由といたします。なお、いただいた質疑については、8月3日の15時以降より回答を交通対策課のホームページにて掲載いたします。

14ページをご覧ください。19. 申請書受付については、8月3日から9月8日までの約1カ月間程度をとっております。

14ページから15ページには、20. 選定について、を記載しており、選定方法やプレゼンテーション等の実施等を記載しております。

次に15ページ、(3) 指定管理料の提案額による評価をご覧ください。この提案額には、数値的判断基準値を設けていまして、申請団体の提案額の平均の85%以下の金額となった場合は、失格となる旨を記載しております。

また、提案額による評価は4割、提案内容による評価は6割の点数割合について、申請団体に分かるよう記載しています。この評価による点数の割合については、枚方市指定管理者制度に関する基本指針にて定めているもので、枚方市の指定管理をしている施設については、提案額4割、提案内容6割を基本としています。

次に15ページから16ページに記載しております「21. 指定管理者の指定について」から「24. 事務引継ぎ」につきましては、記載のとおりとさせていただきますので、一度ご確認願います。

25. その他につきましては、(1) SDGsの取り組みといたしまして、本市では令和3年7月にSDGsの方針を策定し、その浸透を図っており、指定管理者においてもその取組の趣旨に沿った管理運営をお願いするものであります。

また、(2) ネーミングライツの導入については、本市で進めております行財政改革等の一環であり、本施設でも今後導入する可能性があることから、その際には指定管理者の施設管理・施設運営の不利益とならないネーミングライツを取得した企業等と、別途協議を行うこととしております。

あと17ページから18ページにつきましては、先ほどお伝えしましたように、別表1で対象施設の概要を記載しており、19ページから20ページにつきましても、先ほどお伝えした各施設の備品・物品等の一覧表となっております。

20ページから21ページにつきましては、備付けの備品・物品等に含まないものとして指定管理者で設置していただく券売機の設置場所と台数を記載しております。

なお、導入する機械については、2024年に導入予定となっております新紙幣に移行された際に、その使用にも対応できるよう改良に要する費用を指定管理料に含むものとします。

22ページをご覧ください。こちら先ほどお伝えしたように、リスク分担表を記載しております。

続いて23ページをご覧ください。別表4の管理運営状況一覧では、現行の管理運営体制と令和5年度以降の管理運営体制を記載しています。次期管理運営体制については、現行の指定管理者の体制に、新たに2カ所の機械式自転車駐車を追加した管理体制となっておりますが、申請者から新たな提案があった場合、その体制が現行の体制と同等以上であることが確認できれば、審査の対象としたいと考えております。

最後に24ページ以降は、事業者の応募の際の参考となる自転車駐車の利用状況、収支状況、及び現指定管理者が自主事業として実施しておりますレンタサイクルの過去3年の運営経費等の実績を記載しております。

以上、簡単ではございますが、資料4、募集要項(案)についての説明とさせていただきます。

続きまして、資料4、募集要項(案)の次に添付しております【別紙1】事業計画 要求事項一覧について、補足説明させていただきます。A4横の資料となっております。この書類につきましては、申請団体に求める提出書類の1つとして位置づけているもので、内容としては、申請団体が提出する事業計画書の概要となります。左端から、市が施設の管理運営において求める要求事項・確認事項を記載しており、申請団体はその右隣の「提案内容」の欄に、それぞれの事業計画書の提案のうち、重要なポイントを含めた概要を記載していただきます。一番右の欄には、その内容が記された事業計画書のページを記載することとしております。

なお、先ほどご説明したとおり、別紙1についても枚数制限を行うものとしております。これら右側2列の記載内容は、申請団体自ら記載していただくものであり、本市は一切手を加えません。あくまで申請団体の責任のもと、作成していただく位置づけとなります。委員の皆様にご審査いただく対象は、あくまで事業計画書そのものですが、審査のご参考にいただければと考えております。また、この別紙1の内容は、答申後ホームページで公開する予定でございます。

次に添付している別紙2の共同事業体協定書及び様式については、各委員でご確認のほう、よろしく申し上げます。

続きまして、資料5、基本仕様書(案)をご覧ください。この基本仕様書は、指定管理者が行う業務内容として、その範囲を示すもので、指定管理者はこの仕様書を踏まえて、効率的かつ効果的な施設の管理運営を実施することとなります。

1ページ目をご覧ください。1. 指定期間、2. 業務の対象施設、3. 指定管理業務の内容。

2ページ目の4. 業務実施方針、5. 関係法令等の遵守については、記載のとおりいたします。

次に、一段下段の6. 業務実施体制についてですが、こちらは職場での業務体制に求める事項となっております、内容のご確認のほうお願いしたいと思います。

続いて4ページから5ページにかけてになりますけれども、7の安全管理のうち、(2)の

⑥につきましては、自転車駐車場は避難所には指定されていませんが、地震や台風などの災害が発生した際には、初動対応など市が行う災害対応には協力することを記載しております。

5ページの、8. 監督官公署等への提出書類から、7ページの16. その他につきましても、記載のとおりといたします。

続きまして、8ページをご覧ください。先ほど、3. 指定管理業務の内容で示した業務について詳細に説明する業務要求事項を記載しております。

(1) 施設の使用許可に関する業務、(2) 施設の使用許可の取消し等に関する業務は、記載のとおりとさせていただきます。(3) 対象施設の使用料の徴収に関する業務につきまして、①イ. に障害のある方の有人式の一時使用料の免除について記載しております。

③につきましては、自転車駐車場条例の改正に伴い、有人式で定期使用の許可を受けた月に入る前に、定期使用が不要となった方がおられた場合は、還付することができることを記載しております。

その下、(4) 対象施設内の整理、指導業務につきましては、記載のとおりでございます。

9ページをご覧ください。(5) 対象施設の維持管理に関する業務につきましては、再委託を可能としております。再委託の内容は、具体的には、9ページの表に記載しています保守点検等を指しております。

また、⑩では、今回より指定管理業務に追加いたしました、機械式自転車駐車場の管理運営業務を記載しております。10ページ目をご覧ください。(6) 自転車等の放置防止の啓発に関する業務につきましては、実施内容等をあらかじめ市と協議する旨を記載しております。

(7) その他必要な管理運営業務につきましては、11ページから12ページに記載しております。④感染症対策業務については、消毒、換気等について市が求める最低限必要な回数等を、下記の表に記載しており、こちらも今回新たに追加した項目でございます。

12ページの⑤長期とめ置き自転車等の移送・処分に関することについては、アでは、有人式に長期留め置きされた自転車等について、一定期間保管した上で処分することを記載しております。

ただし、機械式の2カ所につきましては、7日を超えて駐車している自転車等があった場合、市に報告すると共に、指定管理者で指定の保管所に移送することを新たに記載しております。

またイでは、有人式に長期とめ置きされた自転車等については、盗難届の有無の確認を行い、盗難届があった場合は警察に引き渡すことも追記いたしました。

最後に、資料5の別紙3をご覧ください。こちらは個人情報の保護に関する特記仕様書としており、基本仕様書とともに、申請団体にお示しするものとなっております。こちらの内容につきましても、後ほどご確認をお願いします。

以上、資料5、基本仕様書(案)についての説明とさせていただきます。

事務局からは以上です。

会 長： 説明は以上ですか。ありがとうございました。

ただいま説明のありました募集要項、あと基本仕様書の内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんでしょうか。

先ほどご説明いただいたような内容でよろしいでしょうか。特にご意見、ご質問ないようですが、よろしいですかね。

○ (質問・意見なし)

会 長： ないようですので、それでは本件につきましては、ただいま説明のありましたとおりの案を、了承いたします。

では次の議題に移ります。

次は、案件(3)の③枚方市自転車駐車場指定管理者選定基準について、を議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、選定基準について、ご説明いたします。資料6、選定基準（案）をご覧ください。この選定基準は、募集要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様にご評価いただく際の基準となるものでございます。

まず、ローマ数字Ⅰ、総則、1の指定管理者選定基準の位置づけ及び選定の基本的な考え方としまして、指定管理料の額のほか、申請団体の提案する事業計画書の妥当性・実現性・確実性を、総合的に評価する旨を記載しております。

次に、2として、本委員会の審議体制について、3として、審議・評価の方法について、それぞれ記載のとおり、本委員会において、申請団体の申請書、事業計画書等を審議し、評価をご決定いただく旨を記載しております。

次に4として、選定結果の公表については、各申請団体に通知するほか、選定の概況等をホームページに公表する旨を記載しております。

次に、2ページをご覧ください。ローマ数字Ⅱ、選定委員会における審議の内容について、ご説明します。

まず、1.内容審査でございますが、資料の4ページ以降の事業計画に関する内容、審査の表、一番左の欄の要求事項を単位として、2ページに記載のとおり、1から5までの5段階でご評価をいただきます。詳しい手順は後ほど、別の資料を使って説明いたします。内容審査は600点満点としております。

2.選定委員会の意見については、選定委員会で提案内容に対する意見があった場合は、指定管理者との協定締結段階で、提案内容について改善の必要性について合意が得られた場合、当初の要求事項に包含して取り扱えるものとしております。

次に、ローマ数字のⅢ、指定管理料につきましては、資料2ページ下のほうに記載している計算式によって、得点化を行うということで、申請団体から提示された指定管理料、5年間分の合計額のうち、最も低い額を提示したものを満点の400点とし、2番目に低い額との差を400点から差し引いて、点数化するものとしております。

次に、3ページ、ローマ数字のⅣ、総合評価についてですが、指定候補者の選定につきましては、事業計画の内容審査を600点満点、指定管理料400点満点として、それぞれ得点化したものを合算し、1,000点満点とする総合評価方式で行っていただいております。

恐れ入りますが、審査・評価方法に係る考え方等の詳細につきましては、お手元、参考資料4により説明させていただきます。参考資料4をご覧くださいませでしょうか。

一部、先ほどの説明と重複しますが、まず指定候補者の選定に当たりましては、申請団体の提出する事業計画書の内容審査による得点、600点満点と、申請団体から提示された指定管理料の得点化による400点満点の合計1,000点満点とする総合評価方式でございます。指定管理料につきましては、最も価格の低い点を提案してきた申請団体を400点とし、そのほかの申請団体の得点化は、資料記載の計算式により、算出するものです。

内容審査につきましては、資料1ページ目の下段に記載しております選定基準（抜粋）のとおり、①経営方針や、②指定管理者の指定を申請した理由といった要求事項を単位とし、1から5の5段階評価を行っていただくものとしております。

次のページをご覧ください。評価に係る具体的な手順を記載しております。行程①といたしまして、まず、申請団体から提出された事業計画書の記載内容が、本市が求める確認事項を満たしているかどうかをご確認いただきます。資料に記載しております図は、申請団体から提出されてまいります書類の1つである「事業計画確認事項一覧」でございます。この資料をもとに、本市の求める確認事項に対する提案がなされているのか、その概要とともに、事業計画書本体における掲載ページの記載内容をご確認いただきます。

恐れ入りますが、次の3ページをご覧ください。行程②としまして、事業計画書への記載内容が、本市が求める確認事項を満たしているかどうかについてご判断いただいた上で、各委員において、それぞれ評価を行っていただきます。

なお、事業計画書の記載内容だけで、確認事項を満たしているかどうかの判断が行い難い場合や、疑問点がある場合等は、申請団体によるプレゼンテーションの場で質疑等を行っていただき、ご確認、ご判断いただくものとなります。

その上で、まずパターン①と記載しておりますが、確認事項を満たしているとは判断された場合がございます。本市が求める基礎的事項である確認事項を満たしている場合は、まず基礎点の3の評価であることが確定いたします。続いて加点事項に該当するかどうかのご確認、ご判断をいただくこととなります。

加点事項とは、申請団体の提出する事業計画書において、確認事項を上回る提案がなされている場合に、加点するための目安となる事項でございます。その内容につきましては、資料下段の図、選定基準（抜粋）におきまして、角の丸い四角で囲んでおります列に記載しております。

申請団体の事業計画書において、この加点事項の内容を全て満たす提案が行われている場合、例えば、①経営方針において、1から4の加点事項が全て満たされている場合は、5の評価となり、一部が満たされている場合は4の評価となるものです。

4ページ目をお開きください。次に、パターン②としまして、確認事項を満たしていない場合の取扱いでございます。

確認事項を満たしていない場合は、3の評価とはならず、5や4の評価にもなりません。減点に係る評価である2または1の評価のご判断をいただくものとなります。

それぞれ、2の評価は、確認事項についての記載があるものの、内容に不明確な点がある場合、また1の評価は、確認事項についての記載がない、または確認事項が求める内容をまったく理解していない記載が1項目でもある場合としております。

ただし、例えば申請団体のプレゼンテーションで、内容が不明確な部分が明確になった場合など、2の評価と思われていたものを3の評価に変える等のご判断をいただくことも想定されるものとなります。

5ページに進みます。行程③といたしまして、申請団体によるプレゼンテーションを経て、各委員による評価を行っていただき、その内容を事務局にて取りまとめさせていただきます。

最後に、行程④としまして、第3回委員会で、各委員による評価結果の集計表をお示しさせていただきます。委員の皆様にはその結果をもとにご議論いただきながら、要求事項ごとに、1から5の5段階で、選定委員会の評価をご決定いただきます。

資料下段の「評価集計表イメージ」の表をご覧ください。表の右半分を見てくださいと、1つの申請団体に対する、各委員のそれぞれの評価と、それらの平均により算出した仮の評価としまして、「委員会としての評価及び得点（仮）」を記載しております。この結果を踏まえ、要求事項ごとに委員会としての評価を、合議によりご決定いただきます。

委員会としての評価が確定しましたら、事務局において、要求事項ごとの配点に評価に応じた乗率を掛け、要求事項ごとの得点と、内容審査の合計得点を算出いたします。

また、指定管理料の額に対する得点を合算した総合評価点及び順位を記載した評価結果を委員会で確認し、最終決定をいただきます。

以上が、審査、評価に係る大まかな流れとなります。

なお、次のページには、参考といたしまして、要求事項の得点化に係る評価の基準と、各委員による評価表のイメージを記載しております。評価表には、1～5段階の評価をご記入いただく欄と、それぞれ評価の理由を記載いただく欄がございますので、選定委員会において、委員の皆様でご議論、ご発言いただく際にご活用いただければと考えております。

次に、資料6にお戻りいただけますでしょうか。資料6、4ページから6ページ目にかけて、「事業計画に関する内容審査」をご覧ください。4ページから6ページでございます。

配点のウェイトでございますが、1. 申請団体の経営方針等に関する事項が10%の60点、2. 施設の経営方針に関する事項が60%の360点、3. 施設の管理に関する事項が10%で60点、4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項が5%で30点、最後に、5. 緊急時における対策に関する事項が10%で60点、6. その他が5%で30点の配分となっております。得点は600点が満点となっております。

加点事項につきましては、それぞれの要求事項において、特に、具体的、魅力的、独創的な提案がある場合に、加点するものとさせていただきます。

例えば、5ページ上段、配点ウェイトが最も高い2の②施設運営に関する計画での加点には、12. 利用者サービスを維持・向上させる新しい生活様式を踏まえた取組や、ISO9001

マネジメントシステム運用に準じた計画が提案されている、14. 対象施設の利用促進に向けた、効果的で実現性の高い提案がなされている、などを加点事項と設定しています。
説明は以上です。

会 長： ありがとうございます。

ではただいま説明がありました、選定基準の内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんでしょうか。

委 員： 内容審査が600点で、指定管理料の額が400点ということですが、使用料は条例で決められているので、恐らく一定という前提だと思うのですが、指定管理者となる業者によって、収益が変わってくる可能性が当然ありますよね。こうした点は、この時点では考慮しないということよろしいですか。

事務局： 評価の時点では考慮いただいておりません。

委 員： はい、分かりました。結構です。

会 長： ほかにご意見、ご質問などありませんでしょうか。

では、ご質問、ご意見等ないようですので、本件については、ただいまご説明のありましたとおりの選定基準に基づいて、選定を行うことといたします。

では、次の案件に移ります。

次に、案件（4）プレゼンテーションの実施方法について、を議題とします。

本件について、事務局の説明を求めます。

事務局： はい、説明させていただきます。

プレゼンテーションの実施方法については、資料7をご覧ください。よろしいでしょうか。まず、日時でございますが、9月30日金曜日、午後2時から、場所は本日と同じでございます。枚方市役所別館4階、特別会議室にお越しいただければと思います。

次に、プレゼンテーションの全体スケジュールでございますが、まずプレゼンテーションに入ります前に、評価方法についてご確認いただいた後、評価の観点や考え方等、共有すべき認識などについてご協議いただいた上で、申請団体のプレゼンテーションに入っていただいております。

プレゼンテーションの時間でございますが、1団体につき、準備の時間を除いて10分間、またプレゼンテーション後の15分程度の質疑時間を見込んでおり、申請団体退室後に、事務局への質疑等を行っていただいております。

申請団体が複数の場合、プレゼンテーションの順番につきましては、申請受付順とさせていただきます。

また、申請団体が1団体のみであった場合のスケジュールについて、事務局から提案がございます。

本委員会の開催日程につきましては、当初、全3回とご説明をしておりましたが、申請団体が1団体のみであった場合は、本来、第3回の委員会で予定をしております評価、合議、答申について、次回の第2回選定委員会のプレゼンテーション後に行っていただいております。

なお、第2回にご答申いただきますと、第3回の委員会は開催しないということになります。説明は以上です。

会 長： ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました内容について、委員の皆さん、いかがでしょうか。

まずプレゼンテーションについては、事務局から説明があったとおりの手順で、申請団体によるプレゼンテーションを実施するということですね。

また、申請団体が1団体のみだった場合は、評価や集計に係る時間を考慮しても、次の第3回委員会に行く予定の内容を含めて、行ってしまえるのではないかということで、その次の第2回で、合議、答申まで行って、第3回委員会は開催しないという、そういう案ですけれども、委員の皆さんからご意見、ご質問はありますでしょうか。

委員： 1団体が条件を満たさない場合は、どうするのでしょうか。申請が1団体だけで、条件に満たない場合であっても、その団体だけで決めてしまうということでしょうか。

事務局： 最初の申請書類の確認段階で、事務局が書類に不備がないか確認をさせていただいているため、受け付けた団体は一応条件を満たしているという前提があります。第2回委員会のプレゼンテーション後の評価で、委員会として指定管理者にふさわしくないと判断した場合はその団体は選定しないということになります。

委員： 分かりました。ありがとうございます。

会長： ありがとうございます。
ほかにご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

委員： プレゼンテーションのところで、先ほど委員のほうからご質問がありました収支の件で、収支の内容は評価では判断しないというご回答でした。

プレゼンテーションが終わった段階で、今の1社か2社か3社か分からないのですが、毎年1,000万の赤字が出ているような事業者があるとすると、その辺の判断はどこでののでしょうか。内容がよければそれでよしと、そのように解釈してしまうのですけれど。

事務局： 審査の中で、確認事項一覧に沿った提案や提案に対してこういうふうな形でやっていくという積算が出てきますので、その実現性や事業者の持続性があるかというのは、ご審議いただくということになると思っております。

それで、今回利用料金制ではなく、指定管理料制ということで、使用料については、全額市の歳入となりますので、そこは業者によって変動はあるものの、それ以外の提案内容がきちっとやり遂げられるという提案書になっているかというところの、数字のチェックは行っていただくものと思っております。

委員： はい、分かりました。

委員： 少し関連するのですが、なぜ利用料金制にしなかったか、その理由はあるのでしょうか。

事務局： 数社への事業者ヒアリングで、指定管理料での運営についての現状確認をさせていただいた中で、現状ではコロナの影響で利用者が増減したり光熱費が上昇したりするなどの不安定要素があるということで、今は、利用料金制をやっていくことについては、まだハードルが高いという話がありまして、そういった事業者の意見も踏まえ、判断させていただきました。

委員： 分かりました。大丈夫です。

会長： ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。
では特に修正の必要はないものかと思っておりますので、プレゼンテーションの実施方法については、事務局から説明があったとおりといたします。
次に、案件の(5)に移ります。案件(5)その他の事項についてです。
ここは説明をお聞きいただくのみとなりますけれども、事務局の説明、お願いいたします。

事務局： その他といたしまして、参考資料5、評価メモについてご説明させていただきます。参考資

料5をご参照ください。

今後の予定でございますが、本日の委員会が終わりましたら、募集要項・仕様書等をホームページで公表し、申請期間中に申請団体が事業計画書等を提出してまいります。その申請状況等につきましては、委員の皆様にもメール等でご報告させていただくとともに、申請団体から提出された事業計画書等の書類につきましては、郵送で皆様にお届けさせていただきます。その際、この「評価メモ」を事務局の方で作成し、一緒に送付させていただきます。これは、各団体から提出された書類をもとに作成しますので、本日の資料はイメージとしてご覧いただければと思います。

内容としましては、団体からの申請書に添付いただく、別紙1、事業計画書確認事項一覧の内容に、評価メモの欄を加えたものでございます。

委員の皆様には、申請団体の事業計画書の内容確認や、書面上の事前評価を行っていただくとともに、疑問点等につきましてメモ書きするなどご活用いただき、次回のプレゼンテーションでの申請団体に対するご質問、ご確認に備えていただければと考えております。

また、次回の委員会後、委員の皆様から評価をご提出いただく際、施設の選定に当たっての評価コメントをいただきたいと考えておまして、この評価メモは、その際の参考資料にもしていただけるものと考えております。

なお、申請団体が1団体であった場合でも、審査、評価は行っていただき、当該団体が指定管理者として適当かどうか、最終的に合議、答申いただくこととなるものでございますので、よろしくお願いいたします。

また、申請団体の応募状況を含めまして、本委員会の審議内容につきましては、ご答申をいただいてから公表することとなっております。誠に恐縮でございますが、ご留意いただければと存じますので、併せてよろしくお願いいたします。

資料の説明は、以上です。

最後に、繰り返しになりますが、次回の枚方市自転車駐車場指定管理者選定委員会は、9月30日金曜日、午後2時から、市役所別館4階の特別会議室にて開催させていただきたいと考えておりますので、何とぞご出席のほど、よろしくお願いいたします。

また、施設の現地視察につきまして、委員の皆様の中でご希望の方がいらっしゃいましたら、日程を調整させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局： またお声がけいただければ、案内させていただきます。

もう一点、本日の資料につきましては、第2回枚方市自転車駐車場指定管理者選定委員会開催時に活用いたしますので、お手数ではありますが、ご持参いただきますようお願いいたします。

なお、本日、ご参集いただいております皆様におかれましては、そのままお席に置いていただけましたら、事務局で次回の委員会まで保管させていただきます。

その他は以上でございます。よろしくお願いいたします。

会 長： では以上で、本日の日程は全て終了いたしました。よって、枚方市自転車駐車場指定管理者選定委員会を閉会いたします。

委員の皆様には、本委員会の運営にご協力いただき、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

(閉会 15時30分)